

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	2
第5条（利用契約の単位）	2
第6条（利用の条件）	2
第7条（当社が行う基本サービス提供の制限）	2
第2章 サービスについて	2
第8条（機器）	3
第9条（機器の故障）	3
第10条（加入者の維持責任）	3
第3章 雑則	3
第11条（通信の秘密）	3
第12条（機密保持）	3
第13条（禁止事項）	4
第14条（情報の削除等）	5
第15条（著作権等）	6
第16条（画像データ等の管理責任）	6
第17条（加入者の義務）	6
第18条（損害賠償の免責および特約事項）	6
付則	7

イツコム テレビ・プッシュ契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツコム・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるイツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびイツコムテレビ・プッシュ契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、イツコムテレビ・プッシュ（以下「基本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、第3条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によります。

- 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
サーバコンテンツ保有事業者	当社と提携し、基本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
機器	基本サービスの利用にあたって使用するIPボックスおよび付属品の総称
IPボックス	基本サービスを利用する上で必要な、インターネット回線を介してテレビに接続する専用受信端末（専用リモコン・電源ケーブルを含みます。）
サーバ	IPボックスに対して、保有している機能やデータを提供する機器
ソフトウェア	当社およびサーバコンテンツ保有事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するためIPボックスに搭載されたシステム
コンテンツ	基本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
画像データ等	当社および加入者等より送られた写真、画像データ等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

基本サービスは、インターネットに接続されたIPボックスを介して次のサービスを提供します。

- (1) 緊急地震速報や災害気象情報等の防災情報の取得
 - (2) 降雨情報や鉄道運行情報等の生活情報の取得
 - (3) インテリジェントホーム契約約款に定めるインテリジェントホームと連動した情報の取得
 - (4) 画像データ等の投稿・閲覧
2. 当社は、第1項に定める基本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。
 3. 加入者は、転居に伴う設置場所の変更により、基本サービスの内容が異なる場合があることをあらかじめ同意するものとします。

第5条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、世帯毎に行います。

第6条（利用の条件）

加入者は、自己の責任と負担において、基本サービスを利用するために必要なインターネット固定回線、通信機器、電源、テレビ、IPボックス接続用入力端子（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット固定回線については、有線により常時接続されていることを前提とします。なお、インターネット固定回線にモバイル端末は利用できません。

第7条（当社が行う基本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。

- (1) 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、当社やサーバコンテンツ保有事業者が通信設備の一部または全部に通信で接続することができなくなったとき
 - (2) 加入者が、当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第1号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. 当社は、第1項第2号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 4. 第1項から第3項において、基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 5. 第1項第1号の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合、当社は、基本サービスの全部または一部の提供を停止または休止する場合があります。

第2章 サービスについて

第8条（機器）

加入者はIPボックスを購入することができます。この場合、当社はIPボックスが設置、設定された日から24ヵ月間保証（以下「保証期間」といいます。）するものとします。

2. 加入者は、当社がIPボックスを1日1回当社指定の時間に再起動を実施することに同意するものとします。
3. 加入者は、共通約款第27条（機器）第4項におけるIPボックスのソフトウェアバージョンアップ時や前項のIPボックスの再起動時には、基本サービスの提供が一時停止することにあらかじめ同意するものとします。

第9条（機器の故障）

共通約款第28条（機器の故障）第1項において、故障に対して当社が必要な措置を講じた場合、当該IPボックスの保証期間は、延長されないものとします。

2. 当社は、共通約款第28条（機器の故障）第1項の規定に関わらず、次の場合には有償にてIPボックスの当社が定める必要な措置を講ずるものとし、交換による再購入の場合は、当該IPボックスの保証期間は、それぞれ新たに発生するものとします。なお、修理の料金および交換による再購入の料金はイッツコムサービス料金表に定める通りとします。
 - （1）当該IPボックスの保証期間を経過した場合
 - （2）加入者の故意または過失による場合
 - （3）加入者がIPボックスを本来の用法に従って使用していなかった場合
 - （4）加入者が当社から購入したIPボックスを第三者に譲渡した場合

第10条（加入者の維持責任）

加入者は、IPボックスおよびHDMIケーブル等（以下「IPボックス等」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、基本サービス約款に適合するよう利用するものとします。また、基本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。

2. 加入者の故意または過失によりIPボックス等に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第3章 雑則

第11条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第12条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わ

ないものとしします。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとしします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第13条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとしします。

（1）機器および施設の改変行為

- ①機器を譲渡、質入れする行為、当社から貸与した機器を転貸する行為。またはそのおそれのある行為
- ②機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災、地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認められる場合は、この限りではない
- ③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（2）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- ④ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑤当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

（4）違法・有害情報に関する行為

- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告

を行う行為

- ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - ⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
 - ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - ⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ①その他、基本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為
 - ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第14条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不相当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります

- (1) 前条各号に該当する行為をやめるように要求します
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
 - (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
 - (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 第1項第1号から第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合、当社は、基本サービスの提供を停止する場合があります。

第 15 条（著作権等）

加入者等が投稿した画像データ等を除き、基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 16 条（画像データ等の管理責任）

基本サービスにより加入者等が投稿した画像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項に定める画像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第 17 条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

(1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと

(2) 加入者は、当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備内に保管された加入者のデータおよびソフトウェア内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと

(3) 加入者は、基本サービスで提供するソフトウェア、コンテンツは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 18 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 7 条（当社が行う基本サービス提供の制限）の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、第 10 条（加入者の維持責任）および第 17 条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスが停止されたことによって、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。

3. 加入者が、第 10 条（加入者の維持責任）第 1 項、第 12 条（機密保持）第 1 項、第 13 条（禁止事項）、第 15 条（著作権等）および第 17 条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社やサーバコンテンツ保有事業者に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

4. 当社は、基本サービスの運用・管理のために、共通約款第 42 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する IP ボックス等や接続するテレビと電気信号による通信を行うことができるものとします。

5. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の基本サービスの配信情報の視聴状態、IP ボックスの操作履歴やテレビの電源操作履歴等のログ情報を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。

(1) 基本サービスの運用・管理

(2) 基本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧

(3) 基本サービスにおける提供情報の選定等

(4) 基本サービスの利便性の向上

(5) 基本サービスの付加価値サービスの調査・開発

6. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を

開示できるものとし、ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとし、

7. 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、当社およびサーバコンテンツ保有事業者のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとし、
8. 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、加入者自身が当社およびサーバコンテンツ保有事業者のサーバに保管したデータについて、加入者によるデータの管理・削除に起因して加入者が損害を被った場合、前項の規定に関らず、一切の責任を負わないものとし、
9. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとし、
10. 当社は加入者に対し、基本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとし、また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報を、加入者に対して配信することができるものとし、なお、当社は加入者に対して、当該各種情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何等の責任および義務も負いません、
11. 加入者は、天変、地変、またはその他の非常事態の際に第9条（機器の故障）および共通約款第28条（機器の故障）に規定する措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとし、
12. 加入者は、設置環境により、基本サービスの一部または全部の機能に制限が発生することにあらかじめ同意するものとし、
13. 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、基本サービスにより提供されたコンテンツ等の内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとし、
14. 加入者は、共通約款第30条（施設または機器の設置および費用負担）第5項の規定により、IPボックス等設置時に当社または当社の指定する業者が加入者の承諾のもと、接続するテレビ、周辺機器の設定や配線を変更することに同意するものとし、

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとし、
- (2) 基本サービス約款は、2017年3月1日より施行します、